

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

派遣法第23条第5項に基づき、当社の労働者派遣事業の状況に関する情報を公開します。

2021年12月末現在

派遣労働者の数	6人
派遣先事業所数	1
マージン率	36.90%
派遣料金の平均金額（1日8時間あたり）	21,470
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間当たり）	13,719

このマージン率の計算式

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額（小数点2位以下を四捨五入）}}$$

マージン率に含まれる費用

1	社会保険料	健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料などの事業主負担分
2	有給休暇費用	派遣労働者の年次有給休暇取得時に係る賃金
3	健康診断費用	一般健診及び生活習慣予防検診の受診費用
4	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等）
5	営業費用	事業管理者の人件費及び活動費・法定手続費用・通信費など
6	福利厚生費用	退職金等

教育訓練に関する事項

- ・E S D教育
- ・情報セキュリティ教育
- ・環境教育
- ・5 W H Y 分析
- ・ISO教育

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

- ・労使協定の締結可否：締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期：2022年3月31日